

荻窪法人会

よき経営者をめざすものの団体

東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一人ひとつでできることから

No. 179

November
2014

ふるさと納税

世界のおもしろい税金シリーズ

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です。
荻窪ですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます。
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます。

法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガン

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約90万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 平成26年度全国統一の「会員増強運動月間」スタート

- ◎ 小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長
- ◎ 田中晴弘／公益社団法人荻窪法人会 組織委員会 委員長
- ◎ 塩田敏彦／荻窪税務署 副署長

5 ブロック秋季研修会

- ◎ 全ブロック共通テーマ
「平成26年度税制改正について」
講師：岡田知己／荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官
「相続税の改正について」
講師：土岐直／荻窪税務署 資産課税第1部門統括官
講師：後藤崇哉／荻窪税務署 資産課税第1部門総括上席調査官
- ◎ 第1ブロック「税の四方山話」
講師：岡田浩／荻窪税務署 法人課税第1部門統括官
- ◎ 第3ブロック「暗唱したい日本のこころ『ことだま百選』」
講師：藤川章／天沼中学校 校長

「手づくりの燗製でお酒を一杯、楽しい時間です」

10 糸山 徹 荻窪税務署 署長インタビュー

「荻窪をよくしていこうと思うなら、法人会に入るのが一番です！」

12 水島隆明 青年部会長インタビュー

14 第13回 ブロック対抗ゴルフ大会

本音トークの座談会 SERIES

「全員参加型の法人会を目指して……」

15 新委員長座談会

21 e-Tax推進税理士事務所について

22 税制委員会より「遺産分割から相続税を考える」

24 税制委員会 第31回法人会全国大会 レポート

26 税務コーナー

27 東京都杉並都税事務所からのお知らせ

28 ブロック・支部・委員会・部会からの報告

- ◎ 第5ブロック
- ◎ 研修委員会
- ◎ 厚生事業委員会
- ◎ 社会貢献委員会
- ◎ 青年部会
- ◎ 女性部会

表紙イラストについて



世界のおもしろい税金シリーズ 【ふるさと納税】

任意の地方自治体（ここでは都道府県、市町村および特別区。以下同じ）に寄付することにより、寄付した額のほぼ全額が税額控除される日本国内の個人住民税の制度。ただし一定の制限や限度がある。「ふるさと寄附金」とも呼ばれる。

「組織委員会とは」未加入法人への会員増強運動推進のために、各ブロック・支部・部会から推薦された役員が勧奨活動する委員会です。

公益社団法人荻窪法人会 組織委員会 会員増強推進会議

平成26年度全国統一の「会員増強運動月間」スタート。 9月末で組織率が77%、去年に比べプラス3・9%。

毎年10、11月の全国統一の「会員増強月間」がスタートします。
組織委員会では9月29日（月）に西荻窪「こけし屋」で会員増強会議を行いました。
来賓には荻窪税務署より塩田副署長、岡田統括官、岡田上席が出席されました。
塩田副署長が挨拶で日頃の税務行政への理解について感謝の言葉を述べられました。
今回の増強会議の出席数は58名で、会員増強運動への意欲が伺えました。

実績継続の1番の方策は、皆様の組織拡大への意欲

本日は、恒例の会員増強推進会議に組織委員会の皆様、ブロック長・支部長の皆様方には多数ご出席をいただき有難うございました。

また、署からは塩田副署長・岡田第1統括官・岡田審理上席が公務多忙な時期ご臨席いただきましたことを御礼申し上げます。

ご承知の通り、昨年度は当初計画の通り東法連第1位の組織率80%を達成しました。荻窪法人会の新たな「伝統と実績」を作ることが出来たと思います。

今年度においても、この実績を継続すべく組織委員会では計画・方

策を立案しましたのでこの後、田中組織委員長から発表していただきます。

しかし1番の方策は、本日も参集いただいている皆様の組織拡大への意欲であると思います。お仕事の合間に拡大のために時間を費やしていただき誠に恐縮ですが、今年度も組織拡大のためにご尽力をお願い申し上げます。

本日は、組織拡大の決起集会でもありますので、会議終了後は和やかにご歓談いただきたいと思います。簡単ですが、開会の挨拶といたします。

会長あいさつ

小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長

委員長あいさつ

田中晴弘／組織委員会 委員長

今年の目標 130 会員増強



大変お忙しい中、各支部の稼働法人調査をして頂きまして、お陰様で昨年度より3・9%プラスの77パーセントの数字をあげる事が出来ました。一重にご協力をして頂いた役員様に感謝申し上げます。

前年度は、荻窪法人会が公益法人に生まれ変わり、今までの法人

格以外に特別会員様（個人事業主あるいは個人）も入会出来る事になりました。会員数も2300会員となりました。会員の地域最大の組織をつくり、地域の活性化、情報の流通を進めて各会員、地域の発展を図る為に、効率よく会員増強推進しております。今年度は、会員の層をもっと幅広く増強するために、杉並商店連合会のご協力を頂き各商店会、或いは医療関係者の加入を勧めていく所存です。10、11月は会員増強月間ですので、荻窪法人会の活動を良く理解して頂く、新しい仲間を探して頂きたいと存じますので、皆様に引き続き会員増強運動のご協力をお願い致します。

今年の目標 130 会員増強

正会員 70 会員

特別会員 60 会員

ご来賓あいさつ

塩田敏彦／荻窪税務署 副署長

活動力に驚かされております



昨年度の東法連組織率ナンバーワン達成おめでとうございます。有言実行、地域密着ということで、この活動力に驚かされております。

このナンバーワンになった活力を少し e-Tax の普及にわけていただければと思っております。すでに法人の申告書で行っている会社様は改めて手続きすることなく、会社のパソコンから源泉、法定調書も利用できます。署に問い合わせただければ操作方法はお教えます。ご協力ください。

また、納税するのにダイレクト納付という方法があります。e-Tax で申告されている場合は、事前に届ければ銀行口座から期日指定で引落をすることが出来ます。銀行に行く手間、納付忘れもなくなりますので、是非ご利用ください。

これからも引き続き税務行政にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お知り合いの方で、正会員或いは特別会員（個人事業主あるいは個人）で荻窪法人会の諸活動に興味がある方のご紹介をお願いしたいと存じます。一緒に会合、行事に参加されれば一層楽しい会になります。是非、事務局、支部の役員にご一報ください。なお、荻窪法人会エリア以外の紹介もお気軽ににご相談受け致します。宜しくお願い致します。特別会員 年会費 9600 円（月 800 円）

【秋の研修会について】 荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。秋はそれぞれのブロックが個別に研修会を開きます。秋の研修テーマの一つは荻窪税務署に講師をお願いして税務・納税など税金に関わる話やいまで経験されたことなど講話していただきます。この研修テーマは各ブロック共通ですがブロックに因つては第2部を編成して地域に関わる講演を企画することがあります。法人会以外の方も参加できます。

平成26年度 荻窪法人会

ブロック秋季研修会

平成26年9月、各ブロックにて秋季研修会が行われました。
各ブロックは共通テーマとして、講師に岡田上席を講演にお招きし「平成26年度税制改正について」と
資産課税の担当官による「相続税の改正について」をテーマに
第1、第3ブロックは独自テーマでの講演も行いました。これらの講演レポートをご紹介します。



平成26年

ブロック	開催日	場 所	他の講演・研修	出席数
1	9月19日(金) 午後5時30分	井草地域区民センター	「税の四方山話」 講師：岡田浩 荻窪税務署 統括官	61名
2	9月9日(火) 午後6時	杉並会館マツヤサロン	【共通テーマ】 「平成26年度税制改正について」 講師：岡田知己 荻窪税務署 法人課税第1部門 審理上席調査官	31名
3	9月17日(水) 午後6時	荻窪タウンセブン8階会議室	「相続税の改正について」 講師：土岐直 荻窪税務署 資産課税第1部門 統括官	81名
4	9月12日(金) 午後6時	久我山「シーダー HATA」	講師：後藤崇哉 荻窪税務署 資産課税第1部門 総括上席調査官	40名
5	9月26日(金) 午後6時	法人会2階 会議室	—	33名
計				246名

平成26年度

公益社団法人 荻窪法人会

ブロック秋季研修会 (全ブロック 共通テーマ)

平成26年9月、各ブロックにおいて秋季税務研修会が開催されました。講演では、平成26年度税制改正と、来年1月から大きく変わる相続税の改正について解説していただきました。

「平成26年度税制改正について」

講師…岡田知己 荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官

法人税と地方法人課税

平成26年度の税制改正では、まず、法人税関係の改正で「復興特別法人税の1年前倒し廃止」があります。当初、復興特別法人税は3事業年度の予定でできましたが、これを1年前倒しの2年間で終わることが決まりました。

続いて「交際費課税の特例措置の拡充」です。交際費の損金算入制度は、現在、資本金1億円以下の中小法人について年間800万円までの限度額があります。資本金が1億円を超える大法人については限度額がなく、支払った交際費全額損金不算入が現在の規定ですが、新たに、交際費支出のうち飲食にかかる飲食交際費の50%は損金算入できるこ

とになります。中小法人では現在の800万円の枠を利用するか、飲食交際費の50%損金算入を利用するかは、会社により利便なほうを選択すればよいことになっています。

次に「地方法人課税の偏在是正」ということで「地方法人税」という税目が創設されました。これは国の税金で、通常納める法人税額の4・4%の税率で申告して納めていただく制度です。一方で法人住民税、つまり法人の都民税が同じく4・4%減りますので、会社としての負担はほとんど変わらないと思いますが、申告の様式も変わりますので、よろしくお願いいたします。

消費税の見直し

次に、消費税関係の改正で「簡易

課税制度のみなし仕入率の見直し」があります。従来、簡易課税制度は事業種目によって第1種事業から第5種事業まで、みなし仕入率が90%から50%まで、5つの区分に分かれていましたが、新たに第6種事業ができて、みなし仕入率は40%です。それとともに、今まで第4種事業だった金融業、保険業が第5種事業の区分になり、第5種事業だった不動産業が第6種事業に分類されることになり、不動産業の方の場合は、50%だったのが40%になり、消費税を10%くらい多く納めていただくようになると思います。

消費税については昨年の改正で、任意に中間申告して半年分の税金を中間納付できる制度ができていますので、活用していただきたいと思います。

「相続税の改正について」

講師…土岐直 荻窪税務署 資産課税第1部門統括官
講師…後藤崇哉 荻窪税務署 資産課税第1部門総括上席調査官

相続税の基礎控除が変わる

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続もしくは贈与により取得する財産の相続税または贈与税について大幅に改正されることになりました。改正される事項は、相続税の改正1～4の4項目、贈与税の改正1、2の2項目と事業承継税制です。

まず「遺産にかかる基礎控除」の改正です。平成26年まで相続税の基礎控除は、5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）です。たとえば、ご主人が亡くなられて、お子さんが2人いるという相続人3人の場合、基礎控除額は8000万円になり、これを超えた金額に相続税がかかります。これが改正により、3000万円＋（600万円×法定相続人の数）となり、先ほどの例では合計4800万円が基礎控除額になります。

相続税の改正2は「相続税の税率構造」です。相続税の計算は、預貯金や不動産などプラスの財産から債務を

引いた全財産から基礎控除を引き、それを法定相続割合で割ります。これを税率表に当てはめて、一人当たりの税金を計算して合計したものが一般的には相続税として納めていただく金額です。今回の改正では、この税率表の40%、50%のところが細かく分かれます。

改正3は「税額控除」です。配偶者控除のほかに、相続する方が未成年や障害者の場合にも控除があり、その控除額に改正があります。未成年者控除は1年につき6万円だったものが10万円に、障害者控除は6万円から10万円、特別障害者は12万円から20万円に控除額の引き上げがなされます。

改正4は「小規模宅地等の特例」です。居住用宅地等の限度面積が240㎡から330㎡に拡大され、居住用と事業用の宅地を選択する場合の適用面積が合計400㎡から730㎡まで拡大されます。

贈与税の相続時精算課税

贈与税は、贈与された金額から

110万円の基礎控除額を引いた金額にかかる税金です。

贈与税の改正1は「相続時精算課税制度」です。適用されて10年ほどの制度ですが、これは遺産分けの意味合いも持っています。親から子どもへという、推定相続人に贈与する場合、相続時精算課税制度を選択すれば、2500万円までは税金はかからず、超えた場合は20%の税率がかかります。改正では、この相続時精算課税制度の適用対象者が変わります。贈与者は65歳以上から60歳以上に緩和されるとともに、受ける側も、20歳以上で贈与者の推定相続人だけだったのが、お孫さんにもあげられるようになります。

改正2として「贈与税の税率構造」が変わります。今までは、誰が誰に贈与しても110万円を超える分の金額によって税率が決まっていました。今度から、一般税率と特例税率に分けられ、20歳以上の人が親や祖父母など直系尊属から贈与を受けた場合は特例税率という少し安い税率で計算するようになります。



第1ブロック 秋季研修会レポート

税制改正説明・税務調査 のポイント

山内秀夫 第1ブロック長

9月19日(金) 17時30分より、井草区民センターにて「第1ブロック
秋季研修会」を開催した。

荻窪税務署から、塩田敏彦副署長、
岡田浩法人課税第一部門統括官、岡
田知己法人課税第一部門審理上席調
査官を迎え、会場には、39名の会員



並びに関係団体様の出席を得た。
開会に当たって、石黒副ブロック
長の司会の基、山内ブロック長の挨拶
を始め、荻窪税務署 塩田敏彦副
署長のご挨拶を頂き、研修へと進行
した。

第1テーマ…「平成26年度 税制改 正について」 岡田知己 荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官

資料を基に、平成26年度の税制改正
部分を親切丁寧な説明にてお話をさ
れました。その中で、「法人税」「所得
税」「消費税」の改正部分については、
理解しやすく説明が行われました。

第2テーマ…「税の四方山話」 岡田 浩 荻窪税務署 法人課税第1部門統 括官

「どうする、税務調査」と題して特
に詳細にわたり「税務調査」で税務
署がチェックする箇所を詳しく説明
をされました。その上、各法人が準
備をすべきポイントも含め対処方法
を説明頂きました。

資料もそのチェックをし易くされ
たレジメを配布頂き、法人側に立っ
た視点と税務側に立った視点の双方
をお教え頂きました。

ご両人からの講話は、非常に参考

となり、「法人会に加入していなけれ
ば知り得ない情報」「本会の研修会に
参加しなければ仕入れられない」事
項と資料で有りました。

今回の研修会に欠席された方々には
大変失礼ながら、「企業の損失」と
言っても過言では無いと感じます。

更には、懇親会へご両名が参加頂
き、更なる経験談や対応事例につい
ても個々にお話がされました。

研修終了後には、諸所の案内が有
り、特に地域活性化活動を行ってい
る、「花と緑の井草協議会」様(第一
ブロックが協賛しております地域活
動)より、10月25日「花と緑の井草
祭り」開催案内を配布し参加者全員
に無料の花プレゼントがされる事の
説明が有りました。

地域と密着した活動を今後も実施
して参ります。

尚、第一ブロック活動は、今後11
月6日には「バス研修会」を予定し
ており、会員とのコミュニケーション
を中心に「誰もが楽しく学ぶ」「地
域を明るく、安心・安全な町づくり」
を目指し、活動を進めて参ります。

他地域の皆様のご参加も、大歓迎
で御座います。一人でも多くの方々
にご参加頂きます様、お願い申し上
げます。

第3ブロック 秋季研修会レポート



講師の天沼中学校 藤川章 校長



「税制改正」と

「暗唱したい日本のこころ『ことだま百選』」

榊原昭 第3ブロック長

恒例である荻窪法人会秋季研修会が平成26年9月17日（水）午後6時より荻窪タウンセブン8階会議室で行われました。

参加者は43名で北川副ブロック長の司会により、榊原ブロック長の挨拶に続き、荻窪税務署より塩田副署長の来賓挨拶を頂きました。

研修会は、1部を岡田知己 荻窪税務署 法人課税第1部門 審理 席調査官の税制改正の話に続き、後藤崇哉 荻窪税務署 資産課税第1部門 総括 席調査官より相続税改正についての説明が有りました。第2部の講演会では、地元天沼中学校の藤川章校長より、天沼中学校自主学習の教材として出版されメディアの注目している、暗証したい日本のこころ『ことだま百選』の書籍と実際に行っている光景についてお話ししました。

中学生が熱心に取り組んでいる姿勢と、我々が忘れていた日本と言う国の良さと誇りを感じさせてくれる講演内容でした。

機材の関係でNHKで放送されたDVDが見れないのが残念でした。

3部として懇親会を開催し、日頃は税務署の方々とは親しくお話や質問が出来ない会員の方々との和気藹々とした懇親が深まりました。

法人会の良さは色々な行事に参加して頂き、自分から見つけていくしか有りません。春季研修会は2月16日に予定しております。



糸山 徹

荻窪税務署 署長インタビュー

「手づくりの燻製でお酒を一杯、
楽しい時間です」

聞き手／岡博之・真野大・小笠原秀明

税務の道へ進まれた経緯、お仕事の経歴、ご趣味など、さまざまなお話をうかがいました。「人生粋（意気）に」のモットーのとおり、折々にさまざまなスポーツを楽しみ、燻製づくりや料理に熱中し、家族との語らいを大事にされているお人柄が伝わってくるインタビューとなりました。

公認会計士を目指して

糸山署長は福岡県北九州市のお生まれ。「よく自己紹介では、小倉の生まれですと申し上げているんですが、正確には生まれてから中学2年までは隣の戸畑区で育ち、その後小倉区に移って高校卒業までを過ごしました。今でも母が小倉に住んでおります」と糸山署長。中学生時代はバスケットボール部に所属していましたが、膝を壊したため、高校では英会話のサークルに入っていたそうです。卒業後、中央大学の商学部へ進学し、公認会計士を目指しました。

「中央大学は、司法試験や公認会計士などを目指す気風がありました。でも、現役では受からなかったんですよ。サラリーマンにはなりたくなかったし、会計士に合格するまで勉強を続けたいと父に相談したところ、『おれも、あと5、6年は職場にいられるだろうから、それまでになんとかしろ』と言ってくれて、アパートを引き払って実家で勉強してたんです。ところが、そこへ来たのがオイルショックに続く不景気です。会社の縮小とともに父も肩をトントンと叩かれて、これはいかんと思いました。男が

2人、家にいるわけにはいかない。国税専門官試験があると聞いたので、あわてて受けました。幸い受かって、就職浪人1年ののち税務職員となりました」

資産税の教授も担当

「最初の赴任地は立川税務署、資産課税部門に配属されました。立川に4年、その後、中野税務署で5年間勤めたのち、以前から希望していた国税局の資料調査課に異動となりました。

資料調査四課という相続税調査を行っている部署なんですが、そこに末席で入り、それからは15年間、国税局内をぐるぐるとまわりました。資料調査課の次は人事課、平成4年に新しくできた地価税調査の係長もやりました。途中、国税庁の資産課税課に3年いて、また国税局に戻るといった具合です」

その後、千葉県柏税務署資産課税第一統括官、千葉県税務署総務課長を経て、平成17年に埼玉県和光市にある税務大学の資産課税関係担当教授、平成19年に松戸税務署副署長、平成21年に税務相談室の主任相談

官、平成23年には高松国税局南国税務署署長とられます。

「高知県南国市は、高知市の隣にあります。高知空港も南国署の所轄なんです。農業や水産業などの一次産業が主な産業で、特にショウガの栽培は全国一の規模なんです。いいところですよ。そこから戻って、国税庁の監督評価官室という組織の診断をする部署があるんですが、そこで監督評価官として1年。そして、昨年が国税局課税一部資料調査二課の課長でした。これまで、主に相続税や譲渡所得などの資産税に関する仕事に従事してきました」

趣味は燻製づくり

ご結婚は、立川税務署に在任中の26歳のとき。3人の息子さんも今はそれぞれに独立して、現在は江戸川区小岩にあるご自宅に奥様と二人で暮らしています。

「男ばかり3人ですから、孫なんて先の話だと思っていたんですが、今から10年前、私が49歳のとき長男のところに初孫が誕生したんです。しかも女の子で、かわいいのなんのって。それまではゴルフが趣味だったんです

が、週末は孫のお守りをするほうが楽しくて、ゴルフの誘いを断っていたら、そのうち誘ってくれなくなっちゃいました（笑）。

次男も結婚が早くて子どもが3人、長男のところの2人とあわせて、孫は全員で5人いるんです。今は長男の家族は遠くに住んでいるんですが、次男一家が隣駅にいて、よくご飯を食べにやってきます」

職場の部下に誘われてバドミントンを始めたり、奥様とテニスを楽しんでたり、スポーツは何でもお好きと言う糸山署長ですが、ここ15年くらい熱中しているご趣味が「燻製づくり」だそうです。なかでも、豚肉を使ったベーコンが得意です。

「燻製というと、煙でいぶすだけって思われるかもしれないけれど、いきなり豚肉に煙を当ててもおいしくありません。ベーコンを作るときは、まず豚肉を塩に漬け込んで、それを塩抜きして、干すという行程を経て燻煙しますから、最低2週間はかかるんです。塩漬けることで防腐効果があり、塩抜きには雑味と雑菌を取り除く作用があります。そして、塩抜きして表面が濡れていると煙が入っていかないので干します。干すときに気温が高いと雑菌の繁殖が怖い

ので、燻製づくりは10月から4月くらいまでの涼しい季節に限るんです。手づくりの燻製で一杯やるのが、たまりませんね（笑）」

ていねいな行政を

最後に、萩窪の街や萩窪法人会の印象についてうかがいました。

「杉並のなかでも萩窪は、閑静な住宅街、非常に上品な地域だと思います。また、各団体の皆様も明るくてチームワークがよく、行政が行いやすい地域であり、ありがたいと感じています。

ところで来年度、相続税が大きく変わります。現在の相続税の基礎控除は、5000万円＋（1000万円×相続人数）でしたが、これが3000万円＋（600万円×相続人数）に下がります。たとえば、ご主人が亡くなって、奥様とお子さん2人が相続する場合、今は8000万円まで控除されたものが4800万円になってしまいます。萩窪の土地の値段は1平米40万円は下りませんから、1坪130万円として、40坪の家なら土地だけで5000万円を超えてしまいます。萩窪にお住まい

の多くの方に関係する改正ですが、申告していただければ相続税が発生しないケースもたくさんありますから、ぜひご相談いただきたいですね。萩窪署の資産課税部門も広報を含めて、対応に忙しくなっていると思います。法人会の皆様の会合等へもおじやまして、くわしいお話をさせていただきますたいと考えています。デリケートな部分でもありますので、ていねいに行政を進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします」





水島 隆明

青年部会長インタビュー

「荻窪をよくしていこうと思うなら、
法人会に入るのが一番です!」

聞き手／岡博之・真野大・小笠原秀明

次代を担う青年経営者の育成、さらに各事業活動を通じて地域社会に貢献する青年部会。
部会長として2年目を迎え、40周年記念式典をめぐりリーダーシップを発揮される水島隆明氏に、
お話をうかがいました。

トロンボーンとの出会い

青年部会長の水島氏は、荻窪法人会のすぐ近く、東京衛生病院で昭和49年10月に誕生、ご両親と4歳上の姉との4人家族のなか、すくすくと成長されました。区立沓掛小学校に通っていたころを思い出すと、ずいぶんたくさんさんの習い事をしていたといえます。

「剣道は小学校2年から5年まで、大義塾に入っていました。そのほかに水泳、ピアノ、書道。私は喘息があったので、水泳を習わされたんです。土日には少年野球もやっていました。でも、5年生からは中学受験の準備のために「おぎしん」、荻窪進学研究所に通い始めたんで、習い事は全部やめちゃったんです。そこから太りはじめたんですね(笑)」

見事合格して、慶応義塾中等部へ入学し、その後、高校、大学と続いて10年間を慶応義塾で過ごされました。

2年間、受験勉強ばかりで運動をしていなかった反動で、中学1年のときラグビー部に入部。中学とはいえ、高校、大学と続く伝統あるラグビー部の練習は厳しく、1年で断念

しました。

「体育系は、ちょっと高みをめざし過ぎましたね。同じく1年から文化系の器楽部に、友達に誘われて入ったんですが、そのころすでにまるっこい体をしていたので『君はトロンボーン』って言われて(笑)。でも、そのときトロンボーンに出会って今でもずっと続いているんですよ。高校でも吹奏楽部に入りました。とてもじゃないけど高校に入ってから体育会系の部活には手が出なかったですね」

慶応義塾大学経済学部に進み、そこでもオーケストラのサークルに所属しました。それは日本で最古のアマチュア学生オーケストラで、トップレベルの指揮者を迎えることも多い刺激的なサークルだったといえます。「1年生のときにはヨーロッパへ演奏旅行に行きました。ブダペスト、ウィーン、ミュンヘンで演奏し、素晴らしい体験をしました。両親には本当に感謝しています」

荻窪で三代の建設業

水島青年部会長と奥様の出会いはこの大学時代のオーケストラでした。団員が200名もいるなかで、トロ

ンボーンの水島氏と、ヴァイオリンの奥様は、在学中にはほとんど話もしたことがなかったそうですが、卒業生オーケストラで再会しご結婚されました。小学校2年の息子さん、幼稚園年中クラスの娘さんは、すでにヴァイオリンを習っています。

「子どもたちを音楽家にするつもりはないし、自分が音楽を楽しんできただけで、子どもたちにも楽しんでやってほしいんです。でも、まだ小さいうちは、どうしても親がやらせてるかたちになる。何でも、させられているうちは好きにならないですよ。どうしても自分『好き』と思えるようになるのか、教育って難しいと思います。今はヴァイオリンだけど、いつか途中で管楽器に寝返らせようと思ってるんです(笑)」

株式会社興建社は、昭和21年に水島氏の祖父である水島歳五郎氏が創業しました。その後、父の隆年氏が事業を継承し、そして平成24年に隆明氏が第3代社長に就任されました。ご存じの通り、創業者の歳五郎氏は、荻窪法人会創設時の功労者であり、2代目社長の水島隆年氏は、荻窪法人会第6代会長です。荻窪を拠点に、長年にわたって地域に根ざした建設業を営む祖父、父の姿を見

て育った水島青年部会長は、大学に入ったところから、自分も興建社に入って、同じ道を歩もうと思うようになったそうです。

大学卒業後、飯田橋にある建設会社に入社。公共事業の受注部門で「よその釜の飯を食う」3年間の修業時代を送ったあと、興建社に入りました。「建設業は、地域の元気が何より大事です。その地域が、住みたい街や行きたい街になれば人が集まってくる。人が集まってくれば、そこに建物を建てようとか、直そうという動機が生まれます。それが会社の生命線だと思っています。荻窪が発展すれば、おのずと興建社に仕事が来ると信じていますから、そういう建設業の3代目が地域をよくしようと思って動くのは、むずかしい使命感を持っているわけじゃなくて、当たり前だと思っ

青年部主催の公益事業を

水島氏が10年前、青年部会に誘われて参加するようになったのも、自然の流れでした。青年部会長に就任して掲げた3つの目標は、部会員100名の実現、40周年記念行事の

開催、例会出席率の向上でした。部会員100名は、今年度中に達成できる見込みとなっています。

「実は、私自身は何もやっていないんです。100人という目標を作ったとたん、幹事を中心に青年部会の皆さんが一生懸命動いてくださった結果です。例会一つ行うにしても、一人ひとりが能動的に動く。それが青年部会のいいところですね。みなさんが当事者意識を持ってやってくださっていることを感じます」

青年部会長の任期も残り半年となり、3月に予定されている40周年記念行事の準備が着々と進んでいます。歴史を振り返ってみると、青年部会創立10周年のとき、部会長としてあいさつされたのは父、水島隆年氏でした。

「不思議な年回りですね。青年部会は昭和50年2月生まれ、私は昭和49年生まれなので、青年部会と学年が一緒なんです。父は青年部会を作ってから、ほとんど家にいませんでした。ここで遊んでたんですね。私も、あまり人のことは言えませんが(笑)」

青年部会として、水島氏が思いを巡らせているのは、『落語を楽しむ会』に続く社会貢献事業を探したいということです。『ハロー西荻』での租税

教育も定着の感があり、今年は商店街の打ち水大作戦にも参加することで大きな成果を出していますが、青年部会主催の公益事業を育てていくことが次への課題です。

「私どものように、地域にお世話になっている者にとって地域貢献は当たり前ですが、一見、地域とは関係ないお仕事をしている方でも、荻窪に事業所を構えるかぎり、事業環境をよりよくするためにも地域貢献という考え方が必要ではないでしょうか。今、多くの団体がいろいろな活動をしています。荻窪で一番マンパワーが発揮できる組織は法人会です。ですから、荻窪をよりよくしていくと思うなら、法人会が一番だと思っています」



第13回

ブロック対抗ゴルフ大会

会員同士の交流も深まる「ブロック対抗ゴルフ大会」は毎年行われ、会員の楽しみのひとつです。
真剣なプレーで個人と各ブロックで成績を競い合い、会員企業の協力で賞品の提供をいただいています。

成績表(敬称略)

個人成績

順位	氏名	ネット	グロス
優勝	高尾直一	69.2	80
準優勝	木村 隆	70.0	88
第3位	榊原 昭	70.2	93
第4位	大石剛生	73.4	83
第5位	井上忠男	73.8	93
第6位	藤枝宏明	74.2	85
第7位	小泉律巳	74.2	97
第8位	加藤敏行	74.4	78 (グロス優勝)
第9位	松澤和洋	74.6	95
第10位	小竹良夫	74.8	82

団体戦成績(ネット)

順位	ブロック	ネット合計
優勝	1	447.8
準優勝	5	452.6
第3位	3	454.4
第4位	4	455.6
第5位	2	457

賞品提供企業(順不同)

(株)東洋時計 (株)永田商会
(株)井口鋳油 ジーエスケイ(株)
(株)保坂彫刻工業所 (株)サンメリット
(有)神田裁縫所 協同商船(株)
志村運送(株) (有)春木屋本店
東京標識(株) 大同生命保険(株)
(株)ロードランナー AIU損害保険(株)
鳥羽建設(株) アフラック
東亜紙巧業(株) 平成ゴルフ倶楽部
(株)アーバンファミリー

そして、今回も荻窪法人会と縁が深い法人会として青梅法人会より7名の参加を頂き親睦を深めました。

本来各ブロック12名の参加で競い合う予定でしたが、今回の参加は1ブロック8名ぐらいの参加となり、合計で49名の参加で通常よりも多少人数が少なかった事が残念です。

次期幹事ブロックは、第4ブロックです。バトンタッチです。

毎年恒例のブロック対抗ゴルフコンペが平成26年10月2日(木)平成ゴルフ倶楽部鉢形城コースにて行われました。

晴天の中、各ブロックからの精鋭プレーヤーが真剣にプレーしている光景が印象的でした。

成績は、ブロック優勝は第1ブロック、2位は第5ブロック、3位は第3ブロック、4位は第4ブロックそして、5位は第2ブロックという結果でした。

第13回(公)荻窪法人会ブロック対抗ゴルフコンペ報告

榊原昭第3ブロック長



新委員長座談会



全員参加型の法人会を目指して……

昨年度新しく委員長に就任された方々に「法人会への思い」「これまで」そして「これから」を語ってもらいました

出席者：
松澤和洋 総務委員長
神谷次彦 研修委員長
八方淑夫 e-Tax普及推進委員長

司会： 岡博之 広報委員長
真野大 広報副委員長

新委員長として感じたこと

岡博之 広報委員長 きょうのテーマといたしましては、新委員長になられて思ったこと、感じたことまた、これからこうしていきたいなど、思ったこととお話しいただければと思います。

松澤和洋 総務委員長 青年部会に入って、青年部会長をやらせていただいた後にいくつか委員会を経験して、昨年の4月から初めて委員長ということで総務委員長を仰せつかっております。

神谷次彦 研修委員長 私は、平成20年に研修の方の副委員長をやらせていただいて、その後、4月から委員長というところでやっております。法人会活動に関しては、ここにいらつしやる諸先輩の皆さんとまったくキャリアはビギナーのようなもので、早くこの法人会に馴染んで、良い会にできたらなという



ふうに思っています。

岡 広報委員長を仰せつかって1年ちょっとたちまして、以前からの内容を踏襲している形ではございますけれども、これからいろいろと考えてやっていきたいなと思っているとこ

神谷 研修委員会というのは、税制委員会と少しかさなるところがあると思っているのですが、ただ、会員の皆さんに少しでも税務に関する知識、あるいは簿記研修などを通して仕事に何らかの形でプラスになるようなことを中心に活動していきます。

私が副委員長を仰せつかったから、さかなクンや野口健さんを講師に招いて、大規模な研修会をやってきました。今回の研修会は来年3月2日に向けて活動しています。こういったイベントをいかに皆さんに楽しんでもらえるか。公益という形になつてからの1つの取り組みということがあるので、一般の方に

もご参加いただき、どこまで公益性を高められるかということを考えながらやっております。

副委員長の場合は公益ではなかったのですが、会員中心ということだったので、公益としての考え方としてはイベントを組む上でどんなふうに一般の方を巻き込めるかという点を考慮し、大規模な研修を成功させたいと考えております。

開催する以上は皆さんに来てもらいたいし、それなりの企画をしたいと思っていますが、皆さんもそうだと思いますが、それぞれお忙しい中で自分のちの時間を調整しながらやっていますので、どうしても限られてしまうことがあります。が、何らかの形でミッションをきちんと遂行したいとは思っています。

とりまとめる立場として

岡 法人会の取りまとめ的な立場でいらっしゃるんですけど、松澤委員長、いかがでしょうか。

松澤 僕も若いときから、一番最初に厚生事業委員を3期ぐらいやりました。いくつか委員会を転々として、今、総務委員長になる前は総務の副委員長をやらせていただきました。総務委員は年間4回の委員会があつて、それ以外は総会の設営などの仕事はありますが、基本的には少ないです。他には理事会運営等でしょうか、本音で話してしまうと、実は総務委員というのは楽だなと思ってました。

ところが、委員長になってみたら、委員長の仕事って鬼のようにあるんですね。僕の前に八方さんが委員長をやっておられて、その前が柴田副会長で、やっぱりその上をずっとたどっていても法人会の重鎮になっておられる方々がずっとやっておられて、それなりに大変なところで、そんなところに僕が入ってしまったものだから結構苦労しています。

雑務が結構多く、何か起こ



真野大
広報副委員長



岡博之
広報委員長



八方淑夫
e-Tax普及推進委員長



神谷次彦
研修委員長



松澤和洋
総務委員長

るととにかく事務局から僕のところに電話なりメールなりが来て、「これはどうしましょう、あれはどうしましょう」と相談されます。もちろん僕で判断できることはそれでメールを返したり終わりますが、お金が絡んできたりすると僕1人で決裁することができないので、担当の井口副会長や、或いは小竹会長に相談しなければならないことが結構あります。

です。で週のうち、事務局から来るメールは結構な数で、電話は週に何回も、事務局へも週1回は必ず行かなければいけないという感じです。

大きい研修があつて、研修委員会が、その準備に忙しいとか、厚生事業が旅行があつて忙しいとか、異業種交流会があつて準備が忙しいなどといった、そういうイベント前が忙しいとかではなく、波がないんだけど、四六時中雑務があります。だから、それで初めはちょっと面食らった部分もありました。

トラブルなどが起こると、またさらにかかりつきりになってしまったり、それこそ毎日のように事務局に行かなきゃいけなかったこともあったし、総務委員会の仕事は、はたからみているとすごく分かりにくいのですが、結構地味に忙しくやっています。

縁の下の力持ち

神谷 総務は大変だと思えます。

真野大広報副委員長 日常的にいろいろな委員会としての仕事をやっているの、はたから見ると何もないように感じるのでしょうか。

松澤 それもおこがましい言い方でそんなことはないんですけど、何もないわけではないのですが、何もないということはないですね。

真野 ないですよ。

神谷 どちらかというと、総務というのは縁の下の力持ちとい

う感じですね。意外とそれぞれの方がどんなふうにお忙しいのかというのはよく分からないですから。

松澤 分からないですね。

神谷 今日、改めて伺っていると皆さん本当にそれぞれ何だかんだと委員としての仕事がありますね。

広報誌について

岡 前委員長であります鹿野委員長のとよからの活動内容をそのまま受け継いでやっているような状態ですので、これらいろいろと違った意味で、広報誌の内容を少しずつ変えていかないと、マンネリ化している部分もあるのではないかと思います。ことで、皆さんからいろいろのご意見やアドバイスをいただいている状態です。

松澤 会報の表紙のテーマは変わっていますよね。

岡 表紙と本文のデザインも変わっていますが、内容的なこと

もいろいろと考えていかなく
はいけなかなという時期だ
思っています。

神谷 活字が多いと、読み
いはありますが、興味がある
ところは一生懸命読まれる方
も多いと思いますが、写真が
多い方がいいかなと感じます。

「ああ、この人写ってる」とか、
ここでこんなことをやってるな
ど写真の方が伝わりやすいと
思います。

松澤 そうすると、同じ人がい
っぱい写ってしまうということ
がありそうで、難しいところ
はありそうですね。

神谷 そうですね。

松澤 荻窪法人会の広報誌は
すごくクオリティーが高いとい
うので、東法連の中でも評判が
いいんですね。だから、クオ
リティーを壊さないで変えてい
くというのはやっぱりそんなに
簡単なことではないですね。

1つのアイデアとして、別に
1ページでなくても、会員さん
に持ち回りでエッセーのような

ものを寄稿してもらおうというの
はおもしろいかも知れないです
よね。

神谷 好きなように書いてもら
って。

みんなで一緒に やっていこう

八方淑夫 e-Tax普及推進委員
長 まず青年部会長をやらせ
ていただいて、次に研修委員
会、総務委員会、それで現在
のe-Tax委員会です。

岡 八方委員長はいろいろな委
員会や委員長をなさっているの
で、今まで委員長になられてか
ら思ったこと、感じたこと、ま
た今後についてお話しいただけ
ますか。

八方 各委員会、部会もそうで
すが、「みんなで一緒にやって
いこう」という形だと思ってい
ます。そのまとめ役が部会長、
委員長です。上下関係がある
あるわけではないので、皆さん
を会としての目的に沿って同じ

方向に導いて、いかに力を合わ
せるかというのが一番重要だと
思っています。

また、法人会に参加させてい
ただいて、われわれ自身も人間
的に鍛えられます。そういう
意味では自分自身の勉強にも
なる会だと思っています。

委員長という役割をいただい
たからには、結果を出さなけれ
ばならない。その目的に沿っ
た結果を出すために、委員の皆
さんと歩調を合わせながら、あ
るいはどうしたら委員の皆さん
がやりやすい形にできるかとい
うのが重要な部分だと思ってい
ます。

委員長としての要望

岡 八方さんも松澤さんもそ
うだと思いますが、今までほか
の委員会とかに出られたり、
副委員長、委員長を経験され
てきたと思いますが、ほかの委
員会に何か要望がありましたら、
お話しいただけますでしょ



うか。先ほど神谷委員長が研修委員会の活動が税制委員会とかぶっている部分もあるとおっしゃっていたので、そういったことでもいいです。

松澤 要望なんて、そんなおこがましいことはないのですが、私も総務の前にいくつかの委員会を経験させていただいているので、それはすごく勉強になったと思っています。現在、委員長が集まる会議は、常任理事会有ありますが、昔は委員長会議というような会議はあったのでしょうか？

八方 そういう会議を一度作ろうということになり、委員長会議と委員長・ブロック長会議を何回かやったと思います。それがだんだんとなくなっていくたような気がします。

横の連絡ができるような機会がほしい

松澤 他の委員会に対して「もっとこうしてほしい」などとい

うことはありませんが、他の委員会に聞きたいことがあったりすることはありますね。だから、横の連絡ができるような機会が少なくてもいいので、年に2回でもあればいいかなとは思っています。

先ほどの広報の話ではありませんが、違う立場の人と話をする機会があれば、「こういうのがあったらいいんじゃないの」という意見が聞けたりするのではないのかと思います。

委員会出席者には必ず意見を聞く

神谷 僕らはそれぞれ法人会という会をどうしていくかというのは委員会の中で考えてはいませんが、果たしてそれが正解かということとは分からない。だから、もっと広くいろんな人の忌憚のない意見を伺ってその中でコミュニケーションを取っていく方が、さらに良いと思います。年に何回か委員会で集まり

ますが、委員長、副委員長にお任せみたいな状態にならないように私は必ず出席者に意見を聞きます。いろいろな発言をしていただく中からいい会にしていきたいです。

今回の講師は杉山愛さんに決まりました、参加型のような形式に変えて、今までは違う講演会にしたいと思っています。一般の人をもっと巻き込んでいきたいですね。

行事や研修の内容を見直す良い機会

八方 会の運営は社会環境、経済環境によって違ってくると思います。予算、財政の問題、それから、皆さんの今置かれている状況などもあると思いますので、一度、行事や研修の内容を見直すいい機会じゃないかなと思っています。そういうところをやらないと、予算はタイトになりながら、今までの活動を維持するというのは大変かと思



ますので、考えるという時期に
来ているのではないかと思います。

公益で開かれた団体ですから、もう一度いろんなものを見直しをして、また地域の団体と連携をして、同じようなことをやっているのであれば、一緒にまとめてやるなど、そういう考え方もあると思います。

松澤 行事の見直しはいいかもしれ
ないですね。うまく議論し
ていきたいですね。

行事の見直しというと、マイ
ナスのイメージがあるかもしれ
ませんが、収益事業を考えてい
こうという話もありまして、皆
さんがお中元とかお歳暮でも
らったものを持ち寄ってフリー
マーケットをやってみてはどう
かなどというアイデアもでてい
ます。

今はターニングポイント

神谷 財政面を含めて、なか
か現状維持しながらの活動とい

うのはやっぱり厳しいと思い
ます。よくしていくために現状が
いいのかどうかということを再
度検討して、それでこういうふ
うにしていってほしいんじゃない

いけるかということを1回やつ
た方がいいのではないかと思
います。

ただ、あくまでも、ボラン
ティアとして自分たちも皆さんも



かということが大事なんじゃない
かなと。過去を振り返ってい
ったときに、皆さんも今ター
ニングポイントに来ているのでは
ないかと思っていらいしやるなら
ば、どうしたらよりよくやって

活動しているの、それなりの
中で制約された時間の中で動か
なきゃいけないというわけです
から、いろんな状況を踏まえて、
もうちょっと集約して内容の濃
いものにしてほしいんじゃない

やないかと思います。

八方 e-Taxに関しては、
これからは先ほどお話ししたよ
うにほかの会とも連携を取り
たいと考えています。青色申
告会や税理士会の皆さんともつ
と連携ができないかと思ってい
ます。e-Taxを使うからに
は、やはり登録だけではなく、実
際に使うにはどうしたらよい
かを考えなければなりません。
会員個人、あるいは会員企業
の従業員の人達にも使ってもら
いたいのです。青色申告会の皆
さんは実際に個人で使っている
方が多いのでお知恵を借りたい
し、あるいは実際に使うために
は税理士の方々の協力が是非
とも必要です。だから、横の連
携をもう少し密にしようかと
考えています。

岡 それでは、ちょっと話は尽
きないのでございますけれど、
きょうはお忙しいところ、本当
に早朝よりお集まりいただき
まして、ありがとうございます
でした。

e-Tax 推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では平成24年度までに会員企業の50%利用を掲げておりました。この目標を達成するためには会員皆様方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施いたしました。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なって頂けるか？」更に依頼どうり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ70名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆様にひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけないでしょうか？

顧客である会員企業様と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆様方の尚一層のご理解とご協力をお願い致します。

e-Tax普及推進委員長 八方淑夫

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

平成26年10月17日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228	天沼	桑山 務	天沼1-2-3	3398-1316
上井草	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823		黒川えり	天沼1-17-3	090-8479-0152
	田崎 浩	上井草3-21-16	3399-7733		酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437		池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	090-1816-2435		岩倉永一	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-0157
	稲村仁了	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711		岩倉礼子	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-0157
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118		原田叔法	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-2170
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555		篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	田子周一	下井草4-33-12田子珠三事務所内	3395-3355		藤田和子	天沼3-7-3 法人会館307	6276-9168
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976		藤村 茂	天沼3-23-23カーミリア荻窪202	6231-1701
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	西荻南	尾崎正俊	西荻南2-6-6エルフ西荻1階	3332-7351
西荻北	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922		河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	殿塚明夫	西荻北2-5-20-201	5382-5229		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		大槻一弘	西荻南3-7-10シオンハイツ405	6795-8420
	丸山文雄	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770		松田正博	西荻南3-14-11和興ビル3階	5346-1181
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	東原 功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオソ西荻窪B1	3399-0180		稲澤 聡	宮前5-10-5	3247-7194
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	南荻窪	加藤悦子	南荻窪3-27-5	3247-7300
	濱 正昭	西荻北3-32-11	3395-4121	荻窪	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	吉原敬三	上荻1-11-3アベユ神秋602号	3391-2881		早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングンテ602	3391-1044		千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571		塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	山室文雄	上荻1-19-9朝日荻窪マンション603号	3392-9462		西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555		大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520		三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	小澄事務所	上荻2-19-18 2階	5347-2066		中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
	和田 実	上荻4-19-22-603	3395-1131		松井税理士事務所	荻窪5-18-11-301	3392-7223
	岡田 茂	上荻4-23-9	3395-3111		大島康司	荻窪5-21-16-1204	3392-6553
本天沼	小野寺誠	本天沼2-41-8	5303-1680		岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198
清水	山本敦子	清水1-7-2ネイバリングハウス荻窪303	5397-6492		税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211

遺産分割から相続税を考える

税制委員 小林 誉光（税理士）

ご存じのとおり、平成27年より相続税法が改正になります。
多くの会員の方が相続税の節税対策のことに興味を持たれていると思います。
今回は、「遺産を分ける」という観点から、相続そして相続税について考えてみたいと思います。

1 | 未分割のままだと適用できない相続税の軽減措置

相続税の申告期限および納付期限は、「被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内」と規定されています。つまり、通常は「被相続人の死亡日の翌日から10カ月以内」です。基礎控除額を超える一定以上の課税財産をお持ちの方は、このときまでに申告・納付する必要があります。

万が一、この日までに遺産の分割を確定できない場合は、いったん未分割の状態で「法定相続分に従って分割した」と仮定して相続税の計算をおこない、未分割のまま相続税の申告・納付をおこないます。

実は、この未分割の状態だと「次の二つの相続税の軽減措置」の適用が受けられないのです。

（1）小規模宅地等の課税価格の特例

被相続人等の自宅や事業用の敷地の評価について、一定の要件を満たすと当該土地の大幅な減額を受けられます。

（2）配偶者の税額軽減の特例

配偶者取得の財産について、「法定相続分」又は「1億6000万円」のいずれか大きい方まで相続税がかかりません。

この二つは、相続税の負担を大幅に減額できるものですので、未分割で申告の際には税負担が大幅に増額することになります。（これらの軽減措置は、後日に分割確定後、「修正申告」や「更正の請求」をする際には一定の要件のもとで適用できます）

2 | 相続対策と分割は反比例の関係

（1）一般的な相続対策について

相続税対策としては、①「非課税財産の活用」（一定額までの受取保険金の非課税、仏具などの非課税財産の保有）や、②「養子縁組による基礎控除の増額」（養子縁組について、相続税法上は人数に一定の制限あり）のほかに、③「遺産総額の減額」が考えられます。

③「遺産総額の減額」については、（イ）贈与税の活用による方法（一般の暦年贈与、住宅資金の贈与、教育資金の贈与など）のほか（ロ）遺産の評価額を減少する方法（アパート建設など）があります。

お手持ちの現金や借入金により投資不動産を建設し、アパート・マンション経営をすることは、資産の評価を下げるのが可能であり、借入により取得した場合には、アパートなどの評価額（土地・建物）と借入金の債務控除との差額を相続税の減額が可能です。（不動産の購入は、長期にわたる収支計画を検討し慎重におこなってください）

〔2〕遺産分割と反比例の関係

遺産が現金のみであれば「分割するのは簡単」ですが、不動産などは現金に比べて、(遺産の評価額が下がりますが)「分割するのが難しい」財産となります。

また、相続税は原則「現金納付」となりますので、ご注意ください。

①不動産の共有

不動産を分割する場合、「持ち分の共有」という分割が行われるケースがありますが、不動産の共有は、相続人のどちらかが売却したくてもできないケースや、孫などの「さらに後の世代」が相続する際に、「共有者の人数が増加」する可能性があり、さらに売却や処分が困難になるケースがあります。

②法人所有の不動産

同様に、所有不動産を法人へ譲渡し法人所有にした場合、相続税は「(被相続人が所有していた)法人の株式」に対して課税されますが、法人所有の不動産には課税されません(ただし、個人から法人への譲渡の際、譲渡所得にかかる所得税が課税される可能性があります)。このような場合も、法人所有の株式の相続について「共有」した場合には、将来的に法人所有の不動産について売却や処分が困難となる可能性がありますので注意が必要です。

〔3〕遺言の作成と保険の活用

①遺言のすすめ

上記のとおり、相続税の軽減措置の適用を受けるためには、申告・納付期限までの分割済みであることが要件です。不動産を所有している場合において、(相続人が複数いる場合は)どの財産を誰に相続させるかを事前に決定して「遺言」を作成しておくことがお勧めです。家庭裁判所の検認が必要となる「自筆証書遺言」よりも、公証人役場で作成する「公正証書遺言」がおすすめです。

遺言が存在することは、「争族」を避けることができるだけでなく、「相続財産の的確な把握」に繋がります。税務署に申告漏れを指摘されると余分な税負担となるため、この遺言の作成は「相続税対策のひとつ」と考えるべきなのです。

②保険の活用

不動産を共有せずに相続させるためには、他の相続人に不動産と同じ価値の財産を相続させる必要があります。不動産が複数ある場合でも、評価額は違いますので分割を決めるのはなかなか大変です。

そこで保険を活用し、不動産を取得しない相続人を保険の受取人にするすることで、平等な分割をおこなうことができます(代償分割)。

この分割方法は、事業承継などで後継者ひとりに株を相続させる場合も有効です。

〔4〕専門家の活用

いざ、遺言書を作成しようと思っても、なかなか遺産分割の話を家族だけで決めるのは難しいと思います。まず、その話自体を持ち出すのが難しい、、、そして財産の全体を把握するのが難しい、、、そして結局、先延ばししてしまうのではないのでしょうか？

そこで、税理士や弁護士などの専門家の活用をおすすめします。専門家が同席することで、話がスムーズになりますし、事前の相続対策の相談も可能になります。

一般的に専門家は、問題が発生してから依頼するより、事前に相談する方が安いコストで最大のベネフィットを得ることができます。

第31回 法人会全国大会（栃木大会）参加のご報告

平成26年10月16日、栃木県総合文化センター（宇都宮）に全国の法人会の代表約2000人が集い、法人会全国大会が開催されました。荻窪法人会からは小竹会長をはじめ8名が参加しました。

式典に先立ち、テレビでおなじみの杉尾秀哉氏による記念講演が行われました。

式典では、公益財団法人全国法人会総連合 池田弘一会長による主催者挨拶、林信光国税庁長官をはじめとする来賓祝辞、各種功労者への表彰状贈呈のあと、「平成27年度税制改正に関する提言（税制改正要望）」が発表されました。その後、松戸法人会青年部会による「税金は何故必要なのか」「日本の良いところを実感してほしい」「将来社会を支える大人になってほしい」とのテーマに沿って青年部の熱意と創意工夫に満ちた「落語で楽しく聞かせる租税教育」の報告が行われました。そして最後に、『経済の自立的な好循環構造を構築するための実効性のある成長戦略の重要性、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立の必然性、その前提として行政改革の徹底。また、地域経済と雇用の担い手である中小企業の厳しい状況、その活性化。半世紀を超える歴史を通じ健全な納税者の団体として納税意識の高揚に努めてきたわれわれ法人会として、「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるとする』と大会宣言を採択し、閉会となりました。



1 | 記念講演会について

講師：TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏

演題：「日本の行方 ～政治と経済の現状分析と展望」

杉尾先生の話はとてもわかりやすく、内容の充実した講演でした。



(1) 第二次安倍政権誕生と課題

～誕生の舞台裏と政権の「5つの課題」～

「消費税」「原発再稼働」「TPP」「集団的自衛権」「拉致問題」

(2) 回復しない日本経済と消費税10%引き上げ&法人税率の引き下げ

円安でも「増えない輸出」と「増えない設備投資」のなか消費税10%の導入または延期のシナリオ

(3) 中間層・富裕層の増大するアジア市場の取り込み

～テレビの失敗と自動車の成功～

(4) 日本は「課題先進国」超高齢社会をクリアすれば日本の将来は暗くない

「Agile（機敏さ）」で問題を解決してきた日本人（戦後復興、公害問題、オイルショック）

「Agileの失敗」TV産業の成功体験デジタル時代への転換対応の遅れ

「Agile」で超高齢社会を乗り切れ

(5) 労働者人口の減少と女性・高齢者の労働力

(6) 日本の強さを見直そう

「成長するアジアの中の日本」、「高度な技術力（インフラ・環境など）」、「ソフトパワーは貴重な資源」

2 | 平成27年度税制改正に関する提言（要約）

平成27年度の税制改正に関する提言は、次の5項目の提言をおこないました。

（1）社会保障と税の一体改革と今後のあり方

- 年金、医療、介護、生活保護、少子化対策などの社会保障制度は高齢化社会の急進展により給付の急速な増大が不可避となり、改革は急を要する。給付の「重点化・効率化」を図り、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない制度の確立が求められる。
- 消費税引き上げに伴う応急処置 … 景気に十分な配慮と、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
- 財政健全化に向けて … 聖域なき歳出削減の着実な実行
- 行政改革の徹底 … 「まず隗より始めよ」の精神に基づく「行革の徹底」を改めて想起する必要がある。
- 共通番号制度について … 国民の利便性、制度内容の周知、プライバシー保護の必要性和適切な運用の担保。コスト意識も重要
- 今後の税制改革のあり方
 - 国際間の経済取引の増大、多様化
 - 経済の持続的成長と雇用の創出
 - 少子高齢化や人口減少社会の急進展
 - グローバル競争とそれがもたらす所得格差などの経済社会の構造変化
 - これらにどう対処するか、税制全体を根本的に見直していくことが課題

（2）経済活性化と中小企業対策

- 法人税率の引下げ
- 中小企業の活性化に資する税制処置
- 事業承継税制の拡充

（3）国と地方のあり方 （4）震災復興 （5）納税環境整備と租税教育の充実

3 | 税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - （1）基幹税としての財源調達機能の回復
 - （2）各種控除制度の見直し
 - （3）個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき
 - （1）贈与税の基礎控除の引き上げ
 - （2）相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告の推進について

平成27年度税制改正スローガン

「まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！」

「厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！」

「法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！」

「本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！」

年末調整等説明会のお知らせ

平成26年分年末調整等説明会を下記の日程で開催いたしますので、御出席ください。

開催日	対象地域(※)	説明会会場	開催時間	
11月19日(水)	久我山、宮前、松庵	久我山会館 久我山3-23-20 (井の頭線久我山駅より徒歩3分)	用紙配布 説明会	13:00～13:30 13:30～15:30
11月20日(木)	今川、上井草、上荻、清水、善福寺、西荻北、南荻窪、桃井	勤 労 福 祉 会 館 桃 井 4-3-2 (荻窪駅北口より0番または西荻窪駅より4番のバスで桃井4丁目下車)		
11月21日(金)	天沼、井草、荻窪、下井草、西荻南、本天沼			

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

〔お問い合わせ先〕

- 説明会、源泉所得税関係について… 荻窪税務署 源泉所得税担当 ☎ (3392) 1111 内線515、516
- 用紙請求、法定調書関係について… 荻窪税務署 管理運営部門 ☎ (3392) 1111 内線122
- 給与支払報告書及び特別徴収について… 杉並区役所 課税課 特別徴収係 ☎ (3312) 2111 内線1204～1209

相続税等の相談について（お知らせ）

『相続税・贈与税・不動産譲渡所得税』のご相談につきましては、平成26年度税制改正もあり、相談件数が増えることが見込まれるため、事前に相談日時等の予約をいただいた上でお受けしております。

なお、相談日は、平成25年7月から毎週「火曜日」及び「木曜日」とさせていただいておりますので、お手数ですが、ご相談のある方は事前に税務署までお問い合わせいただくようお願いします。

他税目の個別相談につきましても事前予約の上、ご来署くださるようお願いします。

荻窪税務署 資産課税部門 ☎ (3392) 1111 内線413

※ 税務署におかけいただいた電話は、自動音声で御案内しています。
お問い合わせは、音声案内で「2」番（税務署）を選択した後、交換手に内線番号をお伝えください。

東京都杉並都税事務所からのお知らせ

【件名】法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

【内容】平成26年度税制改正により、法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正が行われました。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【掲載例】

法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

●法人事業税の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されます。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)			
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
所得・清算所得 [※] を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割				
		通軽用減法人率	年400万円以下の所得	3.4	2.7	2.95
		法人率	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	4	4.365
		人率	年800万円を超える所得	6.7	5.3	5.78
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割				
		通軽用減法人率	年400万円以下の所得	3.4	2.7	2.95
		法人率	年400万円を超え年800万円以下の所得	4.6	3.6	3.93
		人率	年800万円を超える所得	—	(3.6)	3.93
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割				
		通軽用減法人率	年400万円以下の所得	(2.2)	(1.5)	1.69
		法人率	年400万円を超え年800万円以下の所得	(3.2)	(2.2)	2.475
		人率	年800万円を超える所得	(4.3)	(2.9)	3.26
	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	清算所得 [※]	—	—	(2.9)	3.26
		収入割	0.9	0.965	0.7	0.765
	付加価値割	—	—	0.504	—	0.504
		資本割	—	0.21	—	0.21

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限り、平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
(注) () 内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

●地方法人特別税の税率の改正

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	81
	外形標準課税法人	67.4	148
基準法人収入割額		43.2	81

●都民税法人税割の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されることに伴い、税率が引き下げられます。

区分	税率(%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9 (道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	16.3 (道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	17.3 (道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	20.7 (道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

詳細は、主税局 HP をご覧いただくか、下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の法人事業税係

課税部法人課税指導課 03-5388-2963

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

【研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

第5ブロック

第5ブロック 日帰りバス研修会

第5ブロック 副ブロック長 井川泰伸

八景島シーパラダイスと麒麟横浜ビアビバレッジ工場見学

7月30日第5ブロック日帰りバス研修会が開催されました。早朝、9時に集合場所である杉並公会堂に会員及びその家族総勢26名の参加者が一人の欠席もなく、集合。行程は八景島シーパラダイス⇒麒麟横浜ビアビバレッジ⇒杉並公会堂のスケジュールです。定時に出発して環八から首都高速で最初の目的地である八景島シーパラダイスまで1時間半で到着。夏休みに入っていましたので、かなりの人がエントランスに行列を作っていました。こちらは団体入り口から入園。今回の企画では夏休み中での日程であったため3歳から12歳まで7名お子様の参加がありました。夏休みの思い出の1ページなれば幸いです。園内では、水族館が思った以上にすばらしく、ジンベイザメ、セイウチ、ホッキョクグマの巨大動物あり、5万匹のあじ大群泳あり、見どころいっぱい水族館でした。時間が足りなくて全部見るのは無理、残念。12時には海の上にある景観の良いイタリアンレストラン「センプリチェ」にて前菜から始まりピザ、パスタ等食べきれないほどの料理でワインを飲みながら楽しい時間を過ごしました。2時半には予定通り八景島シーパラダイスを後にして麒麟横浜ビアビバレッジへ、一時間半ほど社員の方より説明を聞きながら見学しました。麒麟一番搾りのこだわりの製法を教わり見学の最後に試飲させて頂きました。工場をあとにして、バスにて荻窪駅南口まで全員無事に到着。皆さんお疲れ様でした。今回の企画では、八景島シーパラダイスの滞在時間をもっと多く取ることができたら良かったと反省しました。



参加者で記念撮影



水族館の様子



麒麟横浜ビアビバレッジにて参加者で記念撮影

第5ブロック

第5ブロック 音楽セミナー

第5ブロック 会計 石塚昭

秋の音楽セミナー in東京オペラシティ

平成26年10月6日(月)、第5ブロック「秋の特別音楽セミナー in東京オペラシティ」に初めて参加いたしました。このセミナーは、「気軽に一流の音楽を一流の場所で」をコンセプトに、毎年行われており、指揮者、演奏家、会場ともに素晴らしいものでした。

演奏は、クラシック音楽の素養のない私でも開始早々から名演奏に引き込まれ、クライマックスでは、オーケストラの迫力に目の覚める様な感動を覚え、アンコールの拍手にも力がこもりました。あっという間に夢のような2時間が過ぎました。

私のように、普段クラシック音楽に触れる機会のない者にも満足のいくセミナーでした。

最後に、セミナー開催に尽力して下さいました方々へ感謝いたします。

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会・組織委員会・社会貢献委員会

納涼バーベキュー大会

厚生事業委員 渡辺明子

タウンセブン屋上において、160名の参加を得て開催

厚生事業委員会、組織委員会、社会貢献委員会合同による第一回納涼バーベキュー大会が7月26日（土）午後7時よりタウンセブン屋上において、160名の参加を得て開催されました。

屋上なので、雨、風等心配がありましたが、当日はおだやかな晴天に恵まれました。

役員さん達により各テーブルごとに野菜、お肉、焼そば、ご飯等を準備していただき、たっぷりの飲み物も用意されバーベキューが始まりました。

最初はお肉が焼けすぎる等ハプニングもありましたが、お酒も徐々に入り、楽しい話題で笑い声の絶えない大変な盛り上がりでした。

お腹も満腹になりほろ酔いかげんになった頃、ゲストのマジシャンの方が各テーブルを回ってくださり、不思議やらおもしろさで、あちらこちらで歓声が上がっておりました。

区より、災害時用の非常食でご飯に水を入れるだけで熱いまでご飯ができるものを提供していただき、皆様にも食べていただきました。初めて食べましたが、大変おいしく頂きたい経験が出来ました。

これからも回を重ねて楽しい行事に育っていかねばと思います。ご協力いただいたみなさまに感謝を申し上げます。



バーベキュー会場の様子



準備をする委員の皆さま



女性部会

夏の節電推進運動 いちごプロジェクト

女性部会

平成26年7月26日（土）タウンセブン屋上で開催されたバーベキュー大会において女性部会としては夏の節電推進運動「いちごプロジェクト」のうちわと節電クイズの載ったパンフレットを来場者160名全員にお配りするという形で参加させていただきました。主に受付をお手伝いさせていただき、来場される方々を笑顔でお迎えし、楽しく節電をよびかけることができました。微力ではありますが、こうした活動をこれからも地道に続けていければと思っております。今後とも夏の節電を心がけていただければと思います。



配布したうちわとパンフレット

社会貢献委員会

社会貢献活動の一環として手拭い（タオル等）の収集

社会貢献委員会

300本強のタオルが集まりました

平成26年7月26日（土）、厚生事業委員会・組織委員会・社会貢献委員会、3委員会共催で開催したBBQ大会にて、社会貢献活動の一環として手拭い（タオル等）の収集を行いました。皆様のご協力のおかげで300本強のタオルが集まりました。集まりましたタオルは8月29日（金）に社会貢献委員会、加藤委員長が社会福祉協議会に寄贈に伺いました。全国で起こる災害時などにも非常に喜ばれるとのことでした。今後ともこうした地道な活動を続けていけたらと思います。ご協力いただきました参加者の方々ありがとうございました。



寄付をする加藤委員長

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

研修委員会

第57回 初級実務簿記交流会

研修委員会

基礎知識から3級取得まで

平成26年9月2日（火）法人会2階会議室において、研修委員会主催の「第57回初級実務簿記講習会」が13名の参加で開催されました。

東京税理士会荻窪支部より紹介された、大島康司税理士の講師のもと全14回、簿記についての基礎知識から3級取得までの内容で行われました。今年は、簿記検定受験者には、法人会より受験料の1部負担することで多くの方に簿記3級資格取得を推進しました。



講習会の様子

研修委員会

消費税申告書作成研修会

研修委員会

講師：横路憲一郎 荻窪税務署 上席調査官

平成26年10月15日（水）法人会2階会議室において、研修委員会・荻窪間税会共催の「消費税申告書作成研修会」が18名の参加で開催されました。

荻窪税務署横路憲一郎上席調査官の講師のもと、消費税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。また、平成26年4月より8%に増税された消費税率等に関する取扱いについても説明がありました。



研修会の様子

青年部会

第23回東法連青連協第4ブロックチャリティゴルフ大会

青年部会 書記委員 正野寛樹

第23回東法連青連協第4ブロックチャリティゴルフ大会開催

平成26年9月25日（金）、第23回東法連青連協第4ブロックチャリティゴルフ大会が、埼玉県の高坂カントリークラブにて開催されました。当日は天候が心配されましたが、雨にも降られず、8単位会、総勢76名にてプレーを行いました。当部会からは、13名の方が参加しました。団体戦では惜しくも4位となりましたが、個人戦では数名の部会員の方がニアピン等個人賞を受賞しました。表彰パーティーでは各部会員との親睦を深める事が出来ました。尚、多くの方に御賛同頂きましたチャリティの収益金は、第4ブロック租税教育活動の推進にあてられます。



参加者で記念撮影

2014打ち水大作戦

青年部会 書記委員長 平井秀郷

「打ち水大作戦」をサポートすることで、地域活動に貢献

平成26年7月26日（土）、八丁通り商店会・かみおぎ本町通り商店会が主催の「2014打ち水大作戦」に、今年は荻窪法会青年部会も共催致しました。

天候にも恵まれ無事「打ち水」を行うことができました。

上荻本町通りでは、定刻の17時に一斉に打ち水を開始。ご近所のお子様は「アニマルじょうろ」で母親はバケツを片手に柄杓で打ち水をされていました。車が通る時はお子様に注意をしながら楽しく打ち水が出来ました。

荻窪八幡スタート組は、同じく17時に井草囃子を中心に「打ち水」を開始。青梅街道をはさんで、両側の歩道を「打ち水」しながら四面道を目指して歩きます。歩道が狭いので、他の通行人に注意しながらの打ち水となりました。

打ち水を終えた道路は、たっぷりと水気を含み、見た目にも涼を演出できたのではないのでしょうか。



参加者で記念撮影



井草囃子を中心に「打ち水」をしながら歩きます



平成26年 税務研修会

青年部会 組織委員長 町田茂

平成26年 税務研修会を開催致しました

平成26年9月5日（金）にカフェ レストラン ジュノンにて税務研修会が開催されました。

荻窪税務署より今年度新しく着任された法人課税第一部門 岡田浩統括官と岡田知己審理上席調査官を講師にお迎えして、「税務調査への備え」「税制改正のあらまし」をテーマごとにわかりやすくご講演を頂きました。経営に生かす税制の動向から、税務調査における現場での裏話など、時間が足りないくらいの内容でありました。その後の懇談会は和気藹々と会員相互の親睦を深め楽しいひと時をすごしました。当日3名のお仲間が入会し、青年部会の新しい活力となりました。



参加者で記念撮影



あいさつする水島部会長



研修会の様子

グループの力を結集し、 先取の道を歩みます。

当社は、お客様の満足向上を第一に考え、
高度な技術を駆使して
その成果を品質の高さに求めています。



東亜紙巧業株式会社

- 本社・板橋工場 〒173-0003 東京都板橋区加賀1-19-1
- 富士工場 〒417-0061 静岡県富士市伝法1321-25
- 山宮工場 〒418-0111 静岡県富士宮市山宮2297-6

<http://www.toasiko.co.jp/>

グループ会社

- 東亜富士巧業株式会社 〒418-0007 静岡県富士宮市外神東町59

膨大な作業量をロスなく安全に。製版・印刷・加工・製函を一貫して効率よく行う生産工場です。

- 株式会社ゼットアンドケイ 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14 宝ビル7階

ギフトグッズ、ラッピンググッズ等、オリジナリティ・明るさ・楽しさ・あたたかさが感じられるデザイン性に定評。
カード、ステーショナリーなどの分野でも積極的な活動を展開しています。

白神の逸品を大切なあの方へ——
世界遺産「白神山地」の麓から至極のギフトをお届けいたします。

白神生ハム

「白神生ハム」は、スペインのハモンセラノの製法をもとに、徹底された防疫管理で飼育された「秋田三元豚（LWD）」を、ミネラル豊富な天日塩のみ使用し、添加物等は一切使わず一本一本心を込めて手作業で仕上げた安全・安心な国産生ハムです。
白神山地の麓、冷涼な風が渡る大館市旧山田小学校の廃校校舎を活用した工場にて熟成された「白神生ハム」を、大切な方への贈り物としてお届けいたします。

ご注文・お問い合わせ

東神グループ

白神フーズ株式会社

本社／大館工場

〒018-3502

秋田県大館市山田字寺下24

TEL **0186-54-0022**

FAX 0186-54-0861

E-mail odate-1@shirakami-foods.co.jp

東京営業所

〒167-0043

東京都杉並区上荻1-23-19 東神荻窪ビル2F

TEL **03-3398-3586**

FAX 03-3398-5986

E-mail tokyo-1@shirakami-foods.co.jp

www.shirakami-foods.co.jp

白神フーズ 本社／大館工場(旧秋田県大館市立山田小学校)